



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年9月13日(2024年3月アップデート)
No. 2022-10

ESGの現状を理解する

要点

本資料は、SECの気候開示規則の公表およびEFRAGのESRS適用ガイダンス案に関するフィードバック期間の終了を反映するため、2024年3月にアップデートされました。

「私達は、投資家に焦点を当てたサステナビリティに関連する開示の共通言語を求める資本市場やG20諸国の声に応えて、グローバル・ベースラインを提供する基準開発に懸命に取り組みました。」 エマニュエル・ファペールISSB議長、2023年2月17日

投資家およびその他のステークホルダーからESG事項の透明性向上を求める声が年々高まっていることを受け、EUでは企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の一部による、国際的には国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による、そして米国では米国証券取引委員会(SEC)による、サステナビリティ報告フレームワーク(「ビッグ3」開示フレームワーク)がいずれも最終化されました。それぞれがサステナビリティに関する詳細かつ広範な開示を要求していますが、範囲やその他の詳細は異なります。さらに、報告企業は、2023年10月にカリフォルニア州で制定された広範な適用範囲を有する新法など、他の法域の動向も引き続き考慮する必要があります。

これらの新しい要求事項の対象となる地理的範囲およびバリューチェーンの多種多様な貢献者が網羅される可能性を考慮すると、大半の企業がなんらかの影響を受ける可能性があります。積極的な企業は、適用可能性の評価プロセスの段階にあり、短い期間となる可能性のある報告期限に間に合うよう準備をしています。

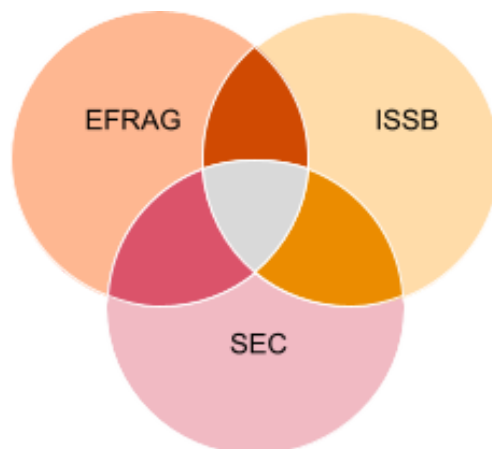
例えば、SEC登録企業が、EUに上場している子会社およびISSB™基準による報告が要求される法域に子会社を有する場合は、3つの開示基準の全ての要求事項、さらに新しいカリフォルニア州法が適用される可能性があります。基準設定主体および規制当局は、複数の法域で報告を行う企業が類似の報告要求事項による便益を享受できるよう、基準および規則間の相互運用可能性を重視する姿勢を示唆しています。しかし、現在までに、いずれの要求事項も、同等性、すなわち、1つの報告フレームワークの開示が他の報告フレームワークの開示要求の一部または全部を満たすことを明確に認めていません。したがって、複数の法域で事業を営む企業は、報告要求事項の間の差異を理解することに強い関心を持つことになります。

さらに、フレームワーク間の類似点と相違点の理解は、企業に必要な開示に関する戦略、データ収集プロセスおよび関連するコントロールを構築するのに役立ち、プロセスの合理化と資源の効果的な配分を可能にします。

In depth | 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

本資料では、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、ISSBによって公表された基準、およびSECの最終の気候開示規則を比較しています。また、選定したカリフォルニア州の気候開示法案に関するコメントを記載しています。作成者は、異なる要求事項を理解することにより、初めて、適切なデータ収集に必要な適切な開示の戦略を策定することができます。



背景

「私達のゴールは、考え方を根本から変えるような前進と実際の適用とのバランスを取り、公開協議や審議を通じて受け取ったフィードバックを十分に考慮しながらグローバルなサステナビリティ報告の進展を促すことです。」
EFRAGサステナビリティ報告審議会、ケルスティン・ロパッタ前議長代理、2022年11月23日

いずれのフレームワークも、資本市場にとって強化されたサステナビリティ開示が有用であることを認識しています。新たな開示によって生み出される透明性と説明責任は企業行動に影響を与える可能性があり(CSRDはそれを意図している)、地球にとっても有用である可能性があります。

EUの規則と開示フレームワーク

CSRDは、2050年までの気候中立の達成および欧州における生息環境の保護を目的として、2019年12月に欧州委員会が発表した一連の政策である「欧州グリーン・ディール」によって、一部推進されたものです。EUの現行の非財務報告指令(NFRD)により、2017年以降、環境および社会的影響の開示について一定の開示要求が課されていますが、CSRDでは、より多くの企業が対象となり、大幅な開示の拡充が含まれています。CSRDは欧州議会およびEU理事会により2022年11月に採択され、2023年1月5日に発効しました。各EU加盟国は、2024年7月までにCSRDの条項を国内法に盛り込むこととなります。

CSRDの範囲には、米国企業やその他のグローバルな多国籍企業を含めたEU域外の親会社のEU子会社が含まれます。CSRDは、これらの企業に対して、EU子会社による報告に加えてグローバルな連結レベルでの報告を要求する可能性があります。CSRDは、EUの規制市場に上場している全ての企業と、CSRDで定義されている「大規模」なEU域内の非上場企業またはグループに適用されます。さらに、複数の開示基準の対象となる可能性のある企業については、CSRDは、SECの気候開示規則、カリフォルニア州法またはISSBが公表した基準よりも詳細な開示要求事項を規定しています。

このCSRDにより、EFRAG(旧称 欧州財務報告諮問グループ)が当初提案する形で欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)が開発されました。2022年11月、EFRAGは、審議のためESRS案の第1弾を欧州委員会に提出しました。広範なコンサルテーションプロセスと、2023年6月9日に公表した改訂ESRS案に対する追加的なパブリックコメント期間を経て、欧州委員会は2023年7月31日に最終基準を採択しました。欧州議会とEU理事会による2カ月の審議期間が2023年10月21日に終了し、ESRSはEU官報に掲載された2023年12月22日に立法化されました¹。2022年、EFRAGは、開発中の10の産業別基準(例えば、農業、石炭鉱業、食品/飲料)を含む、産業別基準を重視する計画を発表しました²。

¹ 欧州委員会、2023年12月22日のEU官報に掲載された委員会委任指令(EU)2023/2772。

² 「EFRAGが欧州委員会に最初の1組のESRS草案を提出」。

しかし、2023年3月、EFRAGは、産業別基準の策定よりも適用支援を優先するよう欧州委員会からの要請を受けて、「ESRS適用支援機能」の整備に焦点を移しました。2023年10月、欧州委員会は産業別基準とEU域外企業向け基準の公表を2024年から2026年に延期する提案を公表しました³。2024年2月、EU理事会および欧州議会はこの案に関する暫定合意に達しました⁴。EU理事会および欧州議会のどちらも、通常の法的手続きを経てこの提案を正式に承認する必要があります。EU域外企業向け基準の公表は遅れる可能性があります。要求される報告日についての変更は提案されていません。EU域外の親会社による最初のグローバル連結報告は、引き続き、2028年度の情報について2029年に要求されます。

2023年下半年に開催された会議において、EFRAGは、(1)バリューチェーンとマテリアリティ評価に関連する適用ガイダンスの草案、(2)2023年10月から開始される適用上の質問に対応する集中プロセス、および(3)データポイントの要求事項の包括的なリストについて議論しました⁵。適用ガイダンスの草案とデータポイントの要求事項のリストは2023年12月22日に公表されました。適用ガイダンスの草案に対するコメント募集期限は2024年2月2日に終了し、最終ガイダンスは2024年中に公表される見通しです。最終的な適用ガイダンスに規範性は無く、ESRSに新たな規定を導入するものではありません⁶。

CSRDおよびESRSに関する詳細については、PwCの[In the loop「CSRDの世界的な影響ー準備はできていますか?」](#)(和訳は[こちら](#))、[In the loop「次のステップーCSRDに基づく報告方法の決定」](#)(和訳は[こちら](#))、および[In brief INT2023-17「最終的な欧州サステナビリティ報告基準が採択される」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

IFRSサステナビリティ開示基準

「ISSB基準は、企業が自らのサステナビリティ・ストーリーを、強固で、比較可能で、かつ検証可能な方法で伝えるのに役立つよう設計されている。我々は、この基準が企業の規模を考慮したものとなり、投資の意思決定に関連性がある開示が行われることを確実にするため、市場と緊密に協議してきた。」ISSB、エマニュエル・ファペール議長、2023年6月26日

ISSBは、国際会計基準審議会(IASB)と並列に位置づけられており、両審議会ともにIFRS財団の監督下にあります。ISSBの設立は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、2021年11月に発表されました。IFRS財団評議員会は、「資本市場のためのサステナビリティ開示の「包括的なグローバル・ベースライン」を提供するために各法域とグローバルに協働する」と述べています⁷。2023年7月には、IFRS財団の責任が追加され、気候関連開示タスクフォース(TCFD)の提言に対する進捗状況の監視をIFRS財団が引き継ぐことが発表されました⁸。TCFDは2023年10月に正式に解散しました。

ISSBは、2023年6月に、気候関連の開示に関する要求事項(IFRS S2号)と、その他のサステナビリティ事項(IFRS S1号)に対処する全般的な開示要求事項に関する最初の2つの最終基準を公表しました。今後、さらにテーマ別の基準が策定される予定です。2023年9月1日に完了したISSBのアジェンダ協議では、4つの潜在的な優先事項、すなわち、生物多様性、生態系および生態系サービス、人的資本、人権に関するサステナビリティ関連のリスクと機会についてのリサーチプロジェクト、および財務報告とサステナビリティ報告の統合に関する潜在的リサーチプロジェクトに焦点が当てられました⁹。2023年12月の会議ではISSBボードメンバーがコメントレーターからのフィードバックについての議論を行い¹⁰、2024年にはさらなる議論が行われると予想されます

一方、IFRS S1号は、2023年12月に国際的な適用可能性を高めるためにISSBによって修正された産業別のSASBスタンダードの開示トピックとそれに関連する指標の適用可能性を「参照および検討」することを要求しています¹¹。気候開示基準審議会フレームワーク、他の基準設定主体による公表文書、ESRSおよびグローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)の基準などのその他の情報源も考慮することができます。ISSBは、2023年12月、作成者が気候関連の開示を行う際に、気候関連のリスクと機会と交差する自然や社会的影響を考慮することを支援するために教育

³ 欧州委員会、「特定の業種および特定の第三国の事業体を対象としたサステナビリティ報告基準の採択期限に関する指令2013/34/EUを修正する欧州議会およびEU理事会の決定に関する提案」。

⁴ 「EU理事会および欧州議会が特定業種および第三国の企業に関するサステナビリティ報告の2年間の延期に合意」。

⁵ [EFRAG update](#) 2023年8月、10ページ。[EFRAG update](#) 2023年9月、13ページ。[EFRAG update](#) 2023年10月、14ページ。[EFRAG update](#) 2023年11月、11ページ。EFRAGサステナビリティ報告審議会会議、[2023年12月13日](#)および[2023年12月15日](#)。

⁶ 「EFRAG ESRS適用ガイダンス文書第3回草案の公表」。

⁷ 「資本市場のためのグローバル・ベースラインの必要性」。

⁸ IFRS財団「IFRS財団がTCFDによる作業の成就とTCFDの監督責任の委譲を歓迎」。

⁹ IFRS財団「ISSBのアジェンダの優先度に関する協議」。

¹⁰ IFRS財団「2023年12月国際サステナビリティ基準審議会会議」。

¹¹ IFRS財団「ISSBが国際的な適用可能性の向上に的を絞って修正されたSASBスタンダードを公表」。

的資料を公表しました¹²。本資料は、企業が要求事項をどのように適用するかを説明するものであり、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものではありません。

IFRS S1号およびIFRS S2号は、2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。これは早ければ2025年に報告する可能性があることを意味します。しかし、ISSBは、初年度の報告においては気候関連の開示のみを要求する移行時の救済を提供しました。したがって、企業は、IFRS S2号に基づく開示、および、IFRS S1号に基づく全般的開示を、気候のリスクと機会に関連する範囲においてのみ提供することが要求されます¹³。

それぞれの法域は、財務報告にIFRS会計基準を適用するプロセスと同様に、サステナビリティ報告の基礎として、IFRSサステナビリティ開示基準の適用が要求されるのか、または許容されるのかを判断します。2023年7月、証券監督者国際機構(IOSCO)は本基準をエンドースメントしたことを発表し、世界の金融市場の95%以上を規制する、130以上の加盟国・地域に対して、自身の法域でISSB基準を採択、適用あるいはその情報を取り入れる方法を検討するよう要請しました¹⁴。数多くの法域がIFRSサステナビリティ開示基準の支持を公表しており、あるいは適用の過程にあります。例えば、2023年10月、ブラジル財務省と証券取引委員会(CVM)が、ISSB基準をブラジルの規制枠組みに組み込み、2024年に任意適用、2026年から強制適用すると発表しました¹⁵。PwCは今後も世界各国・地域でこのような支持の発表が加速していくと予想しています。

さらに詳しい情報については、[In brief INT2023-15「国際財務報告基準\(IFRS\)サステナビリティ開示基準が公表される」](#)(和訳は[こちら](#))、[In depth INT2023-07「サステナビリティ報告を理解する:実務上の適用と分析」](#)(和訳は[こちら](#))およびPwCのポッドキャスト「[Talking ESG: Inside look at the ISSB's launch of final standards](#)」(英語のみ)をご参照ください。

SECの気候開示規則

「本規則は、投資家には一貫性があり、比較可能で、意思決定に有用な情報を、発行企業には明確な報告要求事項を提供することになります。さらに、企業が何を開示しなければならないかを具体的に示すことにより、現在投資家が目にしているものよりもより有用な情報を生み出すことになります。」SECゲリー・ゲンスラー委員長、2024年3月6日

SECは、2010年の解釈リリースにおいて、SEC規則における既存の開示要求が気候変動に関する事項にどのように適用されるのかについての概要を示しました。当該解釈リリースは、例えば、登録企業のForm 10-Kの「経営者による説明と分析」や「リスク要因」のセクションを規定するSEC規則が、どのように気候変動に関する重要性のあるエクスポージャーや影響を参照することが合理的に期待されるかを取り上げています。当時、SECは、「ここ数年、気候変動は、公の場で真剣に議論されるトピックとなっている」と述べていました。

議論は飛躍的に激しさを増し続けています。しかし、これまで既存のSEC規則の執行は、限定的な範囲の開示にとどまっていました。SECは、2021年3月、2010年の解釈リリースで示したガイダンスの重要性を繰り返し述べ、当時のSEC議長代理であったアリソン・リー氏が公式声明において気候関連の開示の必要性についての情報要請を公表しました。情報要請に対する賛否の意見(賛成にも反対にも強い意見が述べられていた)を評価した後、SECは、2022年3月、年次報告書や登録届出書における気候関連の開示を大幅に強化する提案を公表しました。SECは、2024年3月6日に最終規則を採択しました。規則案からは規模が縮小されたものの、依然として米国における気候報告を前進させるものとなっています。新規則は、関連するガバナンスおよびリスク管理を含め、気候リスクの識別、評価、管理の方法の開示や、特定のSEC登録企業に対しては温室効果ガス(GHG)排出の開示を要求しています。さらに、SEC登録企業は、明確な基準額に基づいて厳しい気候およびその他の自然現象の財務的影響の注記開示が必要となります。

PwCの[In depth US2024-01「SECの気候関連開示要求事項を理解する」](#)(英文のみ)をご参照ください。

¹² IFRS財団「教育的資料:気候関連のリスクと機会の自然および社会的側面」。

¹³ IFRS財団、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」44ページ、E5項。

¹⁴ 証券監督者国際機構「IOSCOがISSBのサステナビリティ関連財務開示基準を承認」。

¹⁵ IFRS財団、「ブラジルがラテンアメリカにおけるIFRS財団評議会会議に合わせてISSBのグローバル・ベースラインを採用」。

カリフォルニア州気候開示法案

2023年10月7日、カリフォルニア州知事は、(1)温室効果ガス(GHG)プロトコルに準拠したGHG排出の報告、および(2)TCFDの提言に沿った気候関連の財務リスク報告、および(3)特定の排出に関する主張およびカーボンオフセットの売却と使用についての情報を要求する画期的な気候法案に署名し法制化しました¹⁶。本法案は、10,000社超の米国企業(公開企業および非公開企業ならびに米国以外に本社を有する企業の子会社)は、まもなく気候開示要求事項に影響を受けると見込まれます。

	AB 1305—自主的炭素市場の開示	SB 253—気候関連企業データ説明責任法	SB 261—温室効果ガス:気候関連財務リスク
主要な開示トピック	(1)排出に関する主張、(2)カーボンオフセットの使用、および(3)カーボンオフセットの販売	スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出	(1)気候関連の財務リスク、および(2)リスクを低減し適応するために企業が採用している措置
フレームワーク	適用なし	GHGプロトコル	TCFD
範囲	(1)カリフォルニア州内で活動し排出に関する主張を行う、(2)カリフォルニア州内でカーボンオフセットの購入または販売を行う企業	カリフォルニア州で事業を営む、売上高が年間10億米ドル超の企業*	カリフォルニア州で事業を営む、売上高が年間5億米ドル超の企業*
提出先	企業のウェブサイトで一般に利用可能	一般に利用可能なデジタルプラットフォーム	企業のウェブサイトで一般に利用可能
保証	なし。ただし、独立の第三者による証明の獲得について特定の開示が要求される。	限定的保証から開始し、段階的な保証要求事項がある	なし
遵守日	2024年1月1日、以降は少なくとも年1回の情報の更新	(前事業年度の情報に関する)スコープ1およびスコープ2の年次報告を2026年から、スコープ3の年次報告を2027年から開始	2026年1月1日以前、以降は隔年での報告

* カリフォルニア州法、米国の他の州またはコロンビア特別区の法令、米国議会制定法に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社またはその他の企業をいう。

本法案はそれぞれ数ページの簡潔なもので、要求事項の適用方法と適用時期に関するいくつかの質問に対する回答が欠けています。さらに、同州知事によるSB253とSB261の承認には、適用期限を含む特定の懸念事項に対処するため、2024年にカリフォルニア州議会と協力する予定であることを示す署名メッセージが付されました¹⁷。延長の時期については確実性がないため、PwCは、現時点で同法に記載されている内容に基づいて適用可能性および報告要求事項を評価することを企業に推奨します。

これらの法案について詳しくは、[In brief INT2023-21「カリフォルニア州の気候開示法案はグローバルに影響を与える」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

¹⁶ 米国上院法案(SB)253「気候関連企業データ説明責任法」、SB261「温室効果ガス:気候関連財務リスク」、および議会法案(AB)1305「自発的炭素市場開示」。

¹⁷ カリフォルニア州ギャビン・ニューサム知事、2023年10月7日 [SB253](#)および[SB261](#)の署名メッセージ。

各開示基準案の全般的な特徴

3つのフレームワークで整合している基礎となる事項の1つに、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークに基づく要素を取り入れていることがあります。この広く使用されているフレームワークの活用は、任意報告との整合性、および主要テーマを通じた3つの開示基準案の一体化をもたらしており、これには、サステナビリティ関連リスクの広範な影響の開示、関連するリスクと機会のガバナンスや監視が含まれます。カリフォルニア州SB261もTCFDフレームワークを使用する報告を要求しています。いずれのフレームワークもサステナビリティ情報と財務情報との関連性に繰り返し言及しています。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
範囲に含まれるトピック	基準は、気候開示に特化したものを含め、環境、社会、ガバナンスの幅広いトピックに及んでいる。	基準は、気候およびその他のサステナビリティに関するリスクを取り扱っている。 今後、追加のテーマ別基準の公表が予定されている。	最終規則は、気候関連リスクならびに厳しい気象現象およびにその他の自然現象の財務的影響を取り扱っている。
産業別基準	10の産業別の基準が発表され、現在開発中。	企業は、SASB基準の開示テーマの適用可能性を「参照および考慮」することが要求されている ¹⁸ 。	産業別の開示は要求されていない。
開示の場所	開示は「マネジメントレポート」の個別セクションに含まれる。 財務諸表の注記での開示は要求されていない。	開示は、「経営者による説明」など、一般目的財務報告の一部に含まれる。 現時点では財務諸表の注記での開示は要求されていない。	開示は、年次報告書もしくは登録届出書の個別セクションまたはその他の関連するセクションに含まれる。 財務諸表の注記には、厳しい気象現象およびその他の自然現象の影響についての開示が含まれる。

所見

各フレームワークの著しい相違点の1つに、適用範囲に含まれるトピックの幅広さがありますが、ISSBが予定どおりに追加のガイダンスを公表する場合、将来的に整合性が取れる可能性があります。産業別基準は、すでにIFRS サステナビリティ開示基準の明示的な焦点となっており、IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスクや機会を特定する際にSASB基準の適用可能性を検討するよう企業に要求しています。2024年から2026年への公表延期が提案されていますが、ESRSにも産業別基準が含まれる予定です¹⁹。

各フレームワークのもう1つの主要な相違点は、財務諸表の注記に特定の開示を含めるSECの要求事項であり、この提案はステークホルダーから賛否両論の強い意見がでています。一部の気象現象の重大性や頻度が気候変動の影響を受ける可能性がある一方、開示はその現象が気候変動によって引き起こされたかどうかに関係なく、その評価も必要としません。最終のESRS基準およびISSB基準は、サステナビリティ開示と一般目的財務報告との相互関連性の重要性に言及しています。

IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)はそれぞれ、気候関連の事象やリスクの影響に関する開示を行うことが合理的に期待できる現行の会計基準を強調したガイダンスを公表しています²⁰。また、開示についての利害関係者の懸念に関するIASBのプロジェクトや、環境クレジットプログラムの会計処理を改善するFASBのプロジェクトなど、IASBと

¹⁸ IFRS財団、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」17ページ、第55項。

¹⁹ 欧州委員会「指令2013/34/EUを修正する欧州議会およびEU理事会の決定に関する提案」。

²⁰ IFRS財団「気候関連事項が財務諸表に与える影響」「FASBスタッフ教育文書：環境、社会、ガバナンス事項と財務会計基準との接点」。

FASBの両方が追加的な基準設定も検討しています²¹。

重要性(マテリアリティ)

従来の財務報告と同様に、サステナビリティの開示は、何に重要性があるかという評価によって大きく左右されることとなります。しかし、重要性(マテリアリティ)の考え方は、3つの開示フレームワークの重要な相違点の1つです。IFRSサステナビリティ開示基準およびSEC規則では、投資家目線で企業におけるサステナビリティの影響を検討しており、財務業績にどのような影響を与える可能性があるのかについての情報を要求しています。対照的に、CSRDは、その定義を拡大し、企業が人や環境にどのような影響(環境、社会およびガバナンスの問題に関係する影響を含む)を与えているか、または与えることになるのかを含めています。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
重要性(マテリアリティ)	重要性(マテリアリティ)は、「財務における重要性」(外側からの視点)と「環境および社会における重要性」(内側からの視点)からなる「ダブルマテリアリティ」に基づいて評価される。	重要性(マテリアリティ)は、主要な利用者がその情報に基づいて行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される要因に基づいて評価される。	重要性(マテリアリティ)は、現行の証券法/最高裁判所の判例における重要性の定義に基づいて評価される。 財務諸表の注記における定量的開示に関して、1%の閾値および最低基準額(de minimis threshold)が適用される。
特定の開示に関する時間軸	短期、中期、長期の時間軸が定められているが、企業は期間を調整できる。気候基準における「長期」の定義は異なる方法で適用される可能性がある。	短期、中期、長期にわたるリスクと機会の開示に関して時間軸は定義されていない。	リスクと機会の開示に関する時間軸は短期(すなわち、12カ月)および長期(すなわち、12カ月超)である。

所見

最終のESRSおよびISSBのフレームワークは、それぞれ、短期、中期、長期にわたって発生する可能性のあるリスクを検討することを企業に要求しており、これらの期間にわたる重要性(マテリアリティ)の評価を求めています。SEC規則は短期および長期について類似の評価を要求しています。現時点においては、重要性(マテリアリティ)は通常、企業の現在の財務状況という文脈において考慮されており、将来の期間、特に、多くの気候関連の影響がおよぼ可能性のある将来にまで拡大した期間は明確には考慮していない可能性があります。

SECおよびISSBは、現行の財務報告で用いられている重要性の定義を利用していますが、従来の重要性の概念が気候やGHG排出量の開示にどのように反映されるのかは不確実性があります。また、重要性(マテリアリティ)の異なる定義の適用が、実際に、特に実務の進展に合わせて、重大な差異を生じさせるのではないかと疑問もあります。最近の動向は適用にも影響を与える可能性があり、例えば、最終化されたESRSでは、「サステナビリティの事項は、それが重要性のある財政上の影響を引き起こすか、あるいは引き起こすと合理的に見込まれる可能性のある場合には、財政的な観点から重要性(マテリアリティ)を有する」と明記されています²²。また、ESRSも、企業が気候変動に重要性がないと判断する場合、将来において企業が気候変動に重要性があるという結論を下す可能性につながるような状況についての将来予測的な分析を含む、追加的な開示を要求します。

²¹ ISSB議長アンドレアス・バーコウ博士「[実務の結合性:財務諸表における気候関連リスクに関するIASBの新プロジェクト](#)」。FASB環境クレジットプログラムの会計処理」

²² 欧州委員会、[委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1「[全般的な要求事項](#)」11ページ、第49項。

目標、移行計画、およびレジリエンス

全てのフレームワークには、企業の目標およびゴール、目標およびゴールの達成方法、ならびに関連する進捗状況に関する開示要求が含まれています。企業が設定した重要性がある目標の開示を要求していますが、具体的な目標または時期は定めていません。また、カリフォルニア州SB261は、開示された気候関連の財務リスクを軽減し、これに適応するために企業が採用した措置に関連する追加的な開示を要求します。また、同法案には初年度にTCFD報告の要求事項を完全に遵守できない企業のための移行措置が含まれているものの、この要求事項には類似の救済はありません。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
目標および移行計画	<p>少なくとも2030年(可能であれば2050年)の目標値を含む、5年間のローリング期間における重要性があるGHG排出量削減の目標の開示が要求される。</p> <p>パリ協定(または気候変動に関する最新の国際協定)との移行計画の適合性についての開示が要求される。</p>	<p>企業が設定した重要性がある気候関連の目標について、当該目標が「気候変動に関する最新の国際合意」(現在のパリ協定)ではどのように設定されているかを含む開示が要求される。</p> <p>上記の目標やゴールには、法令または気候関連の条約や法律に対応して設定されたものが含まれる。</p>	<p>企業の事業、業績または財政状態に重要性がある影響を与える可能性が合理的に高い気候関連の目標およびゴールの開示が要求される。</p> <p>重要性がある移行リスクを管理するための計画を採用した場合、移行計画の開示を要求される。</p>
シナリオ分析の使用	<p>シナリオ分析の使用は、レジリエンスを評価するために要求される。</p> <p>シナリオ分析がパリ協定および気温上昇の1.5°C制限と整合しているか、どのように整合しているかについての説明が要求される。</p>	<p>シナリオ分析の使用は、レジリエンスを評価するために要求される。</p> <p>企業は「気候変動に関する最新の国際協定」と整合しているシナリオを用いたかどうかの開示が要求される。</p>	<p>シナリオ分析を行ったうえで、事業、業績または財政状態に重要性がある、あるいは合理的に重要性がある可能性がある気候リスクを識別する場合は、開示が要求される。</p> <p>特定のシナリオの検討を要求していない。</p>

所見

目標やゴールの開示は、各開示要求の重要な要素です。これらの開示は、パリ協定に沿った行動変容、そしてグリーンウォッシングの軽減に役立てるため、企業の一定の説明責任を示しています。ISSB基準はシナリオ分析に関する柔軟性をもたせており、経営者は、企業にとって最も影響を与える変動を選択するか、あるいは代わりにパリ協定に詳述されているような広く受け入れられているシナリオを選択することができます。パリ協定の基礎を成す野心的な考えは、今世紀末までに、地球温暖化による気温上昇を産業革命前の水準から2°Cを大幅に下回るレベルに抑え、さらに1.5°Cに抑える取組みを追求することです。

企業固有のシナリオを選択する代わりに、普遍的に適用される目標、モデル、計算方法を採用することにより、報告される開示の比較可能性、整合性、信頼性が高まります。例えば、ESRSにおける「ネット・ゼロ」の定義は、科学的根拠に基づく目標(Science Based Targets initiative: SBTi)と整合しています。またSBTiは、パリ協定の目標達成に向けた道筋として、最新の気候科学に沿った規準やガイドラインを企業に提供しています。

GHG排出量—全般

3つのフレームワーク全て、およびカリフォルニア州SB253が、GHG排出量の開示を要求し、温室効果ガス(GHG)プロトコルを参照していますが、SECはGHGプロトコルの使用は要求しておらず、またISSBは取引所または法域における当局が要求する場合にその他の方法を用いることを認めています。

GHG排出量の計算に適用される組織の境界は、報告されるGHG排出量に重大な影響を与える可能性があります。ESRSは適用すべき組織の境界を特定している一方で、ISSBのサステナビリティ開示基準およびカリフォルニア州気候開示法案の両方がGHGプロトコルで認められている柔軟性を提供しています。SECはさらに大きな柔軟性を認めています。一般的に、ほとんどの企業は組織の境界の決定において、GHGプロトコルなどの類似の基準やフレームワークを参考にすることが予想されます。また、経営者は、組織の境界を決定するために使用した手法の開示と、財務諸表に含まれる組織の境界と重要性がある差異がある場合はそれらの簡潔な開示を要求されることとなります。SB253のみがGHGプロトコルの全面的な遵守を義務付けるフレームワークとなっています。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
GHGプロトコル	GHGプロトコルの検討が求められる。 欧州委員会によって提案された環境フットプリント法または国際標準化機構(ISO)14064で規定されているGHG算定フレームワークも検討されている ²³ 。	法域における当局または取引所によって異なる方法が要求される場合を除き、GHGプロトコルの使用が要求される。	GHGプロトコルの使用は要求されない。 測定に使用したプロトコルまたは基準、およびGHGプロトコル、米国環境保護庁、ISO 14064-1またはその他の基準 ²⁴ の参照の開示が要求される。
GHG排出量の組織の境界	親会社および連結子会社の排出量は、連結財務諸表と同じ組織の境界に従って報告される。 関連会社、共同支配企業、および他の非連結の取決めの排出量は、経営支配法に基づいて表示される。	排出量は、支配法または持分割合法のいずれか(GHGプロトコルに記載されるオプションと整合)を用いて報告される。	組織の境界、その決定に使用した方法、連結財務諸表に含まれる企業および事業の範囲と重要性がある差異がある場合は簡単な説明を開示する。

所見

PwCは、GHGの測定について、企業固有のデータに関するより強化された比較可能性や有用性を提供するために、世界的に認められた1セットの基準を用いることを支持しています。PwCは、正式なデュープロセスの確立、現行の会計基準の影響に関する修正、継続的な更新プロセスの実施など、高品質な基準を支える主要な要素が、GHGプロトコルの維持および現在進められている開発においてより正式に組み入れられるように、ESG基準設定主体と規制当局が協働することを提言しています。この目的を達成するために、2022年3月、世界資源研究所はガイダンスの追加および拡張の必要性を評価する意向を表明しました²⁵。GHGプロトコルは現在、2023年3月14日に完了したコーポレートスタンダードおよびガイダンスの更新の可能性に関する4つの調査への回答を分析中です²⁶。

²³ 欧州委員会、[委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS E1「気候変動」97ページ、AR 39項。

²⁴ SEC、最終気候開示規則、253から254ページ。

²⁵ [GHPプロトコルは、既存のコーポレートスタンダードを基礎とした追加ガイダンスの必要性を評価する。](#)

²⁶ 「温室効果ガス(GHG)プロトコルが基準およびガイダンスに関する調査を開始」。

GHG排出量—スコープ1およびスコープ2の開示

3つの開示フレームワークおよびカリフォルニア州SB253には、スコープ1とスコープ2のGHG排出量を二酸化炭素換算(CO₂e)トンで開示する要求事項を含んでいますが、SECは特定の大規模SEC登録企業に対してのみ重要性があるスコープ1およびスコープ2のGHG排出の開示を要求しています。また、ESRSも、企業に対して1つまたは複数の原単位の指標(特定の財務諸表の測定値に対する排出量の割合)の開示を要求しています。すべてのフレームワークが同じ7つの温室効果ガスを識別し、購入または生成したオフセットの影響を除外していますが、SECのみが、重要性がある場合に特定種類のガス排出量の開示を要求しています。他のフレームワークと異なり、カリフォルニア州SB253は、ロケーションベースとマーケットベースの両方のスコープ2情報を含む、GHGプロトコルへの全面的な遵守を要求しています。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
スコープ1およびスコープ2のGHG排出量	親会社および連結子会社、ならびに経営上の支配を有する企業について、スコープ1およびスコープ2のGHG排出の総量の開示が提案されている。 規制排出量取引スキームの下でのスコープ1の排出量の割合は個別に開示される。 スコープ2の排出量は、場所ごとおよび市場ごとのいずれの方法を用いて個別に開示される。 GHGの種類ごとに排出量の内訳を求める要求事項はない。	連結グループについてはスコープ1とスコープ2のGHG排出の総量、関連会社および共同支配企業などの連結から除外されている投資先については個別に開示することが提案されている。 スコープ2の排出量は、場所ごとの方法を用いて開示される。 GHGの種類ごとに排出量の内訳を求める要求事項はない。	大規模早期提出企業および早期提出企業について、スコープ1およびスコープ2のGHG排出の総量の開示。 スコープ2の排出量は、ロケーションベースまたはマーケットベースのいずれかの方法(または組み合わせた方法)を用いて開示される可能性がある。 重要性がある場合、個々の構成ガスに関連する排出量の開示が要求される。
GHG排出量の原単位	純収益の単位当たりのGHG排出の総量の開示が要求される。	GHG排出量の原単位の開示を求める要求事項はない。	GHG排出量の原単位の開示を求める要求事項はない。

所見

GHG排出量は、任意のサステナビリティ報告書を発行する企業が提供する最も一般的な開示項目の1つです。しかし、規制の状況の進展につれて、そのような開示を準備すべき時期は様々です。ESRSおよびISSBは、排出量の開示を、それぞれ、マネジメントレポートに含めて財務報告と共に開示することを要求しています。これにより、企業が必要な情報の収集し、保証を得るために6か月またはそれ以上の期間が与えられる可能性があります。一部の方法域ではより早期の提出日が要求される可能性もあります。SECの最終規則は、SEC登録企業に対して排出量の開示をForm 10-Kによる年次報告書で提供することを要求していますが、第2四半期のForm 10-Qから参照方式により情報を取り込むことも認めて追加的な時間を与えています。外国登録企業も同様の期間を認められています。

GHG排出量—スコープ3の開示

スコープ3の排出量には、企業の上流および下流の活動が含まれており、GHGプロトコルでは、排出の原因となる活動に基づき15のカテゴリーに分類しています。ESRS、ISSB、およびカリフォルニアSB253が、スコープ3のGHG排出量を開示する具体的な要求事項を含んでいます。最終のESRSによれば、報告企業のスコープ3の排出量には、関連会社、共同支配企業および経営上の支配を有する非連結子会社からのスコープ3の排出量が含まれます。スコープ3の排出量には、関連会社、共同支配企業、および(a)バリューチェーン内にあり、かつ(b)経営上の支配を有さない非連結子会社のスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の排出量も含まれることとなります。ESRSは、全てのGHG排出量および関連する目標とゴールの開示のために従うべき具体的なフォーマットを提供しています²⁷。

ISSBおよびカリフォルニア州法SB253は全ての企業についてスコープ3の排出量の報告を1年遅らせていますが、ESRSは、従業員750人未満の企業についてスコープ3の排出量の報告を1年遅らせます。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
スコープ3のGHG排出量	スコープ3の排出量は、親会社および連結子会社ならびに経営上の支配を有する企業(重大なスコープ3カテゴリーを含む)の総量での開示が要求される。 スコープ3の排出量には、関連会社、共同支配企業、およびバリューチェーン内の非連結子会社で経営上の支配を有するもののスコープ1、スコープ2、およびスコープ3の排出が含まれる。	スコープ3の排出量は、構成要素となるカテゴリーも含めて総量で開示する。	スコープ3の排出量の開示要求事項はない。
GHG排出量の原単位	純収益当たりのGHG排出量の開示が要求される。	GHG排出量の原単位の開示を求める要求事項はない。	スコープ3の排出量の開示要求事項はない。

所見

投資家は、特に企業の上流または下流の活動に排出量が集中している状況では、スコープ3の排出量のデータに関心を持つことが考えられます。しかし、基礎となるデータが上流および下流の企業に依存していることを考えると、多くの企業にとってスコープ3の排出量の開示は困難となる可能性があります。さらに、情報源や要求される見積りのレベルが異なるため、信頼性のあるタイムリーな方法でスコープ3の数値を算出するのは困難となるかもしれません。

投資家のニーズは、作成者が信頼性の高い情報をタイムリーに生成することが困難である可能性とのバランスを取るべきであると、PwCは考えます。例えば、スコープ3の排出量に関連する目標またはゴールが公表されている場合は、これによってスコープ3の排出量に関する説明責任が生じるため、当該開示は投資家にとって目的適合性がある可能性があります。SECはスコープ3の排出量の開示を要求していませんが、スコープ3を含むGHG排出量に基づいた重要性がある目標の開示は依然として要求されています。

²⁷ 欧州委員会、[委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、100ページ、[AR48項](#)。

保証(アシュアランス)

効率的な資本市場においては、企業が開示する情報に対する信頼は非常に重要な要素です。各開示基準案では、開示フレームワークの範囲に主要な相違点があるものの、CSRDの下およびSEC規則では、投資家に対してサステナビリティ情報と財務情報のいずれにも同等の信頼を提供することが保証に関する要求事項を含める要因となっています。IFRSサステナビリティ開示基準を適用する企業に対して同様の保証を要求するかどうかは、当該基準を採択する法域によって決定されることになります。

CSRDおよびカリフォルニア州SB253では、限定的保証から開始し、その後、合理的保証まで高めるという段階的な保証のアプローチが含まれています。限定的保証とは、監査人が、内容に重要な虚偽表示があると結論付けるに足る事項を特定できなかったとする消極的な保証(レビュー)です。合理的保証では、企業の内部統制の検討を含む、より広範な手続(監査)が要求されます。SEC規則にも、段階的な保証のアプローチが含まれており、大規模早期提出企業と早期提出企業の両方がスコープ1およびスコープ2の排出に関する限定的保証から開始されます。大規模早期提出企業は4年後に合理的保証に移行します。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
GHG排出量を除く保証	サステナビリティ情報は、最初に限定的保証の対象とし、合理的保証に移行する(特定の期日は示されていない)。	サステナビリティ情報は、本基準を採択する法域の規則に基づく保証の対象となる。	注記の開示は、財務諸表監査および財務報告に係る内部統制の認証要件による保証の対象となる。 注記以外では、重要性があるスコープ1とスコープ2のGHG排出量の開示のみが、保証の対象となる。
GHG排出量の保証	GHG排出量は、他のサステナビリティ情報と同様の保証の対象である。	GHG排出量は、本基準を採択する法域の規則に基づく保証の対象である。	GHG排出量は、大規模早期提出企業については2029年に開始する事業年度、特定の早期提出企業については2031年に開始する事業年度から限定的保証の対象となる。大規模早期提出企業は、2033年に開始する事業年度から合理的保証に移行する。

所見

2022年秋に完了したPwCによるグローバル投資家意識調査では、サステナビリティに関する企業報告に対する投資家の信頼を得る手段として、投資家はアシュアランスを評価していることがわかりました。投資家のリストの上位には合理的な保証がきており、これは財務諸表監査と同レベルです。回答者の85%は、ESG情報が合理的な保証の対象であれば、ESG情報への信頼はより強くなると回答しています。また、投資家は、財務諸表に係るサステナビリティのリスクおよび機会の影響を知りたいと考えています(75%)²⁸。

さらに、CSRDで想定されているように、サステナビリティ情報全体に対する保証を可能にするためには、認証基準の一定の側面に関して明確化が必要になる可能性があるとして、PwCは考えています²⁹。グローバルの目標とテリトリーの目標との整合性に関する報告および保証は、報告企業の管理下にはない複数の将来的な要因が存在するため、特に複雑になる可能性があります。使用する特定のシナリオ、モデル、および/または算定方法(例えば、気候変動に関する科学的根拠に基づく目標(Science Based Targets)イニシアティブ(SBTi))を設定することは、報告の比較可能性、整合性、信頼性を高め、合理的保証の達成可能性を高めることとなります。

²⁸ PwC 2023年グローバル投資家意識調査: 信頼、テクノロジー、変革: 投資家の優先事項をナビゲートする

²⁹ 国際監査保証基準審議会は現在、サステナビリティの保証に関する国際基準の開発プロジェクトに取り組んでいる。公開草案が2023年8月2日に公表され、コメント募集は2023年12月1日に期限を迎えた。詳しい情報については、2023年6月28日付の発表「IAASBが国際サステナビリティ保証基準の重要な公開草案の公開協議を開始」を参照。

適用日と経過措置

EU、ISSB、およびSECは、年次財務諸表報告とともにサステナビリティ関連情報を発行することを要求する、報告書に関する新しい時代をもたらしました。そして、企業にはそれほど多くの準備時間はありません。カリフォルニア州の気候法の1つはすでに施行されており、CSRDは最も早い報告企業に適用され、SEC規則は大規模早期提出企業について2025年に開始する事業年度から発効します。そして、さらに多くの法域がISSBスタンダードの採用を検討しています。

テーマ	欧州委員会	ISSB	SEC
適用時期	適用時期はCSRDによって企業ごとに段階的に設定される。 EU規制市場に上場する証券を保有しており、従業員500人以上の「大企業」に対しては、2024年(2025年に提出)に適用される可能性がある。	適用時期は、本基準がどのように各法域で適用されるかによる。 IFRS S2号の開示要求は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間に適用され、早期適用が認められる。 報告の初年度において、企業は、気候関連の情報開示に関する範囲にのみ、IFRS S1号を適用することが認められる。	適用時期は登録企業の種類ごとに段階的に設定されており、大規模早期提出会社については2025年に開始する事業年度から開示要求事項が適用される。
比較情報	比較情報は適用初年度においては要求されないが、その後は要求される。	比較情報は適用初年度においては要求されないが、その後は要求される。	比較情報は、過去にSECへの提出書類に含まれていた場合のみ要求される。

所見

CSRDおよびカリフォルニア州気候開示法の適用時期は積極的であり、企業にとっては、報告範囲に関する大幅な変更に対応するために最低限の時間しか提供されていません。時期に関する懸念に対応し、欧州委員会はESRSの中でさまざまな移行措置を提供しています(例えば、一部の企業は特定の環境および社会に関する開示の報告を2年遅らせる)。SECへの提出を行う企業は、2025年が遠いものを感じられるかもしれませんが、大規模早期提出企業に対する規則の適用までは短い期間です。一部の企業は導入の延期を期待しているかもしれませんが、訴訟の結果は分かりません。2024年3月15日、米国第5巡回区連邦控訴裁判所がSECの最終規則を一時停止する命令を発出しました。本一時停止は本規則に関する最終決定ではなく、また、裁判所が本一時停止要請の争点を検討している間、停止の効力が維持されるかどうかは不透明です。したがって、PwCは、企業に対し、この法的手続が進行する間も作業を進めることを推奨します。

最終的な考察

ESRS、IFRSサステナビリティ開示基準、SEC気候規則、カリフォルニア州気候開示法が最終化されました。公開草案のプロセスにおけるコメント提出者は、相互運用性の最大化と適切な場合の同等性の提供を含む、国際的な協力と整合性に関する実務上の必要性をたびたび強調していました。この目的から、欧州委員会、EFRAG、およびISSBは、ESRSとIFRSサステナビリティ開示基準の両方を適用する企業を支援するため、相互運用性に関するガイダンスについて協働中であると発表しました³⁰。さらに、規則採択のリリースにおいて、SECは「国際的な気候関連の報告要求や実務慣行の下での報告がどのように進展するのかを観察した上で、そのようなアプローチが投資家に対して一貫性があり、信頼性の高い比較可能な情報をもたらすのかどうかを判断する」と述べました³¹。要求される報告の相互運用性と範囲の評価において、カリフォルニア州法との相互作用も重要です。カリフォルニア州の気候報告要求事項にはSEC規則よりも多くの企業が範囲に含まれ、米国における気候報告を加速させるものです。2つのカリフォルニア州の気候開示法案は、他の開示を一部活用できるようにしていますが、多くの企業によって個別の報告が要求される可能性が高く、企業のサステナビリティ報告義務を管理することはますます困難になっています。

企業は各基準の動向を監視するプロセスを策定し、さらに同じ基礎データを用いて複数の要求事項に柔軟に対応できる報告プロセスの開発を検討しなければなりません。この動きは加速的に変化し続けることが見込まれるため、企業は、基準案が追加された場合に必要に応じてそれらを組入れることができるよう、現在わかっていることに基づいて準備を開始しなければなりません。新たな開示要求の準備期間は、現在の準備状況やどの開示制度が適用されるかによって、1年以上に及ぶ可能性があります。そして、一部の企業にとっては提案されている適用日が迫っている今こそ、規則・基準の範囲および潜在的な影響を理解することに注力すべきです。

³⁰ IFRS財団、「[欧州委員会、EFRAGおよびISSBが気候開示の高い整合性を確認](#)」。

³¹ SEC、「[投資家のための気候関連開示の拡充および標準化](#)」、805ページ。

参考情報

PwCの出版物、コメントレーター、ポッドキャストは、追加の情報および洞察を提供しています。

公表物

In depth US2024-01「SECの気候関連開示要求事項を理解する」(英文のみ)	In depth INT2023-07「サステナビリティ報告を理解する:実務上の適用と分析」(和訳はこちら)
In the loop「CSRDの世界的影響—準備はできていますか?」(和訳はこちら)	In the loop「次のステップ—CSRDに基づく報告方法の決定」(和訳はこちら)
In depth INT2023-05「IFRS サステナビリティ開示基準—ガイダンス、インサイト、何から開始すべきか」(和訳はこちら)	In brief INT2023-21「カリフォルニア州の気候開示法案はグローバルに影響を与える」(和訳はこちら)

ポッドキャスト(英語のみ)

Decoding the SEC rules' new GHG emissions reporting requirements	SEC climate-related disclosure rules: what you need to know
CSRD spotlight: Investor perspectives on sustainability disclosures	CSRD spotlight: Basics of reporting boundaries
ISSB: The latest in global adoption of its standards	PwC IFRS Talks October 2023: Speaking Sustainability

PwCが提供する、ESGに特化した会計および財務報告に関するコンテンツについては、viewpoint.pwc.com のESG (Environmental, Social and Governance (ESG))のページをご参照ください。

© 2024 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.